

青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

市営住宅を活用し、子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図ること、また、連帯保証人の人数を変更し、円滑な入居を図る等のため改正するものである。

2 条例の一部改正案

(1) 改正する条例

青森市営住宅管理条例

(2) 主な改正内容

(ア) 子育て世帯、若者夫婦世帯の収入要件の緩和

市営住宅に入居する際の収入要件を通常月額 15 万 8 千円から 21 万 4 千円に緩和している世帯のうち、子育て世帯を現行の「小学校就学前の子がいる世帯」から「18 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯」に拡大し、また、若者夫婦世帯として「いずれかが 39 歳以下の夫婦世帯」を新たに対象に加える。

収入要件が 21 万 4 千円に緩和されている世帯

	改正前	改正後
(1)	入居者又は同居者が一定程度の障がい者、戦傷病者、原爆被爆者、海外からの引揚者(5 年以内)、ハンセン病療養所入所者等である世帯	変更なし
(2)	入居者が 60 歳以上で同居者がいずれも 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯	〃
(3)	小学校就学前の子がいる世帯	<u>18 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの間にある子がいる世帯</u>
(4)	—	<u>いずれかが 39 歳以下の夫婦世帯</u>

(イ) 連帯保証人の人数の変更

近年、身寄りのない単身高齢者等が増加するなどの社会情勢の変化により、従来の連帯保証人を 2 名確保することが難しくなっていることから、このような方々が円滑に入居できるよう、令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに市営住宅に入居する方等について、連帯保証人を 2 名から 1 名以上に変更する。

(ウ) 花園団地の用途廃止

市営住宅花園団地を用途廃止したことから、青森市営住宅管理条例第 3 条第 1 項別表に規定する「青森市営住宅花園団地」を削除する。

3 施行期日

公布の日 ※ 2 (2) (ア) (イ) については令和 7 年 4 月 1 日から